

とっとりビジネス人材・求人紹介サイト及び移住支援金に関するQ & A

※以下、「求人紹介サイト」と略して表記します。

1 登録申請について

Q 1 登録申請は毎年度申請する必要がありますか。

A 1 申請は毎年度することは要しませんが、対象法人要件を満たさなくなった場合、その他申請内容に変更があった場合は、すみやかにその旨をご連絡ください。

Q 2 登録料はかかりますか。

A 2 登録や求人掲載は無料です。求人紹介サイトを利用したスカウト機能等の利用など、就業に至るまで全て無料です。

また、移住支援金は市町村から移住者に対して支給されるものであり、事業者には金銭的負担を求めません。

Q 3 移住支援金対象求人に雇入れが決定した場合、事業者には助成はないのですか。

A 3 厚生労働省から移住支援金対象者を雇入れた事業主に対し、募集採用パンフレット作成経費等の助成制度があります。「中途採用等支援助成金（U I J ターンコース）」（上限 100 万円）事前に採用活動にかかる計画書の提出が必要です。詳細は、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）へお尋ねください。

参考：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html

Q 4 既に県立ハローワークやふるさと鳥取県定住機構の求人サイトに登録していますが、改めて求人紹介サイトへの掲載事業者又は移住支援金対象法人としての申請が必要でしょうか。

A 4 お手数をお掛けしますが、異なるシステムであるため、別途申請をお願いします。

なお、求人紹介サイトに掲載した求人は、大手民間求人サイトの他、広く民間求人サイトに掲載されますので、広告効果が高まります。是非、積極的に御活用ください。

Q 5 プロフェッショナル人材戦略拠点に求人紹介を依頼しているが、とっとり求人紹介サイトに求人掲載可能でしょうか。

A 5 可能です。是非、積極的に御活用ください。

Q 6 法人登録の申請をした後に県で審査を行うのでしょうか。

A 6 県が一定の要件審査を行います。また、何らかの事情により、貴法人が申請に当たって虚偽の内容を申請したことが判明した場合は、登録を取り消します。

Q 7 移住支援金の法人登録は支店や工場単位で登録できるでしょうか。

A 7 法人単位での登録をお願いします。

2 移住支援金の対象法人、対象求人に関する要件について

Q 8 個人事業主、法人格を持たない団体、資本金10億円以上の大企業、地域おこし協力隊は対象となりますか。

A 8 移住支援金の対象とはなりません。県内企業のビジネス人材等を求める求人であれば、求人紹介サイトへの掲載は可能です。

Q 9 法人には、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合、一般社団法人、学校法人、商工会、商工会議所や1次産業の法人は含まれますか。

A 9 含まれます。

Q 10 移住支援金対象法人の要件である「官公庁等でないこと」について、「等」には何が含まれますか。

A 10 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資又は出えんしている主体が含まれます。なお、国又は地方公共団体が出資又は出えんしている場合は、株式会社や一般社団法人等も含まれます。

Q 11 鳥取県では、なぜ、求人紹介サイトに掲載する求人をビジネス経験等を有する求人に限定しているのですか。

A 11 ビジネス経験や技能、専門性を有する人材を県内に呼び込むことで、事業者の攻めの経営や成長につなげることを目的としているためです。

Q 12 求人紹介サイトに掲載する求人は、例に一致しなければならないでしょうか。

A 12 あくまでも例示であり、県において企業の成長につながるビジネス経験や技能、専門性を有する人材の求人と認めた場合は、掲載の対象となります。

Q 13 求人紹介サイトに掲載する求人は、県内の求人に限るのですか。

A 13 県内企業のビジネス経験や技能、専門性を有する人材の求人であれば、県外への勤務を内容とする求人でも掲載可能です。また、兼業副業に係る求人も掲載可能です。

ただし、これらの求人については、移住支援金の対象求人とはなりません。

3 移住支援金の対象者について

Q 14 東京23区に5年以上居住していれば、(修士課程や博士課程修了者の他、何らかの理由により卒業までに5年以上を要した者など)新卒者でも該当になるということでしょうか。

A 14 移住支援金の対象求人に応募し、就職が決定した場合は、東京23区に5年以上居住していれば、新卒者でも該当となります。

Q 15 移住支援金対象者が、就業後に移住しても、移住支援金の対象となるのでしょうか。

A 15 移住と就業の順序は問わず、①求人紹介サイトに対象求人が掲載された後に就業して移住支援金申請時に就業から3か月が経過しており、かつ、②令和元年8月5日以降に県内に転入して移住支援金申請時に転入後3か月以上1年以内であれば支給対象となります。

Q16 移住希望者が求人紹介サイトに掲載された求人情報を閲覧しておらず、国や県立ハローワーク等からの紹介で就業した場合でも移住支援金の対象となりますか。

A16 求人紹介サイトを介すか、否かは問わず、支給対象となります。ただし、求人紹介サイトに移住支援金の対象求人として掲載された後に応募して就業する必要があります。

Q17 移住支援金対象者が就業した場合、法人における手続きが必要でしょうか。

A17 県へ採用通知書の提出、当該求人を継続しない場合に求人の非公開処理、移住者へ移住支援金の周知及び申請を促すこと、就業証明書の発行をお願いします。

Q18 社員等が移住支援金を受給した後、移住支援対象法人が気を付けるべきことはありますか。

A18 移住支援金は申請日より「①1年以内に退職」「②5年以内に当初移住した市町村外に転出した場合」等に支給した移住支援金の全部または一部を返還いただく必要があります。

①の場合は、速やかに県にご報告いただくとともに、事業主都合による5年以内の転勤等が発生しないよう、転勤等についてご配慮くださるようお願いいたします。

Q19 求人の応募者について、移住支援金の対象者であるかどうかは、どの段階で把握している必要があるのでしょうか。

A19 採用した段階で構いません。